



令和5年度の家賃について

同封の収入額等認定通知書は、令和5年4月からの家賃額等が記載された重要な書類です。

⇒ 必ず目を通していただき、記載内容のご確認をお願いいたします。

ご不明な点は 水戸センター 管理課（029-297-8360）までご連絡ください。

家賃等の納付は口座振替がおすすめです

口座振替は、毎月の家賃等を預金口座から自動的に引き落としいたします。

そのため、納付忘れや支払いに行く手間を省くことができ、大変便利です。ぜひご利用ください。

使用料は毎月末日（12月のみ25日）が納期限となります。

納期限が休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

上記の期日に残高不足等で口座振替できなかった場合、翌月の中旬頃に再度口座振替を行います。

【口座振替のお申込み方法】

(1) 「管理センター窓口」で手続きする場合（「ペイジー」を利用）

以下の2点を持参し、管理センターへ来所してください。

- ① 対象口座のキャッシュカード ※1
- ② 申込者の身分証明書 ※2

所定の用紙に記入し、
管理センター窓口
で手続きをしてください。

手続きをされた月の翌月分から
口座振替を開始します。

※1 取扱金融機関は以下の6つのみとなります。

- ① 常陽銀行 ② 筑波銀行 ③ 水戸信用金庫 ④ 茨城県信用組合 ⑤ 水戸農業協同組合 ⑥ ゆうちょ銀行
- その他の金融機関で口座振替をご希望の場合は、(2)をご参照いただき「金融機関」でお手続き願います。

※2 来所する申込者と口座名義人が異なる場合、住宅名義人との関係性を確認させていただく場合がございます。

(2) 「金融機関」で手続きする場合

管理センターへ「口座振替希望」とご連絡ください。
所定の用紙を送付します。

所定の用紙に記入し、
金融機関の窓口
へ提出してください。

手続きが月の中旬までなら翌月
から、中旬以降なら翌々月
から口座振替を開始します。
※3

※3 金融機関によっては手続きに時間がかかる場合があります。口座振替開始については、口座振替通知書（お知らせ）を送付いたしますので、それまではお手持ちの納入通知書で納付してください。

火災にご注意ください

【火災の原因と対策】

- コンロの火災 ⇒ コンロを離れるときは必ず火を消す。
- 器具火災 ⇒ ストーブやコンロ等は、安全装置の付いた機器を使用する。
- 電気火災 ⇒ タコ足配線をしない。定期的にプラグを抜いて清掃する。
- たばこの不始末 ⇒ 吸い殻は完全に消す。寝たばこはしない。



【日頃の備え】

- 避難経路を確認しましょう。ベランダ・玄関先・共用部分には物を置かないようにしましょう。
- 消火器や非常ベルの設置場所、使い方を確認しておきましょう。
- 燃えやすいものを火や熱源の近くに置かないようにしましょう。
- 大事なものはいつでも持ち出せるように管理しておきましょう。

手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

NO	事 項	提出するもの	いつまでに？
1	子供が生まれた時	異動届と住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
	同居人が転居した時		
	名義人以外が亡くなった時		
	離婚をして名義人以外が転居した時		
2	親族等を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
3	離婚をして名義人が転居した時	承継入居承認申請書と関係書類	15日以内
	名義人が亡くなった時		
4	連帯保証人または緊急連絡先を変更する時	緊急連絡先（新規・変更）届出書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター 水戸センター 管理課（029-297-8360）へお問合せください。

※各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります。

納期限までにお支払いが難しい方へ

家賃等について納期限までにお支払いが難しい方は、納期限の延長や分割でのお支払いなど御相談にのりますので、住宅管理センター 水戸センター 管理課（029-297-8360）へ御連絡ください。

令和5年4月より『スマホ決済』による家賃等の納付が可能になります

令和5年4月分の使用料より、スマホ決済による家賃等の納付が可能になります。
決済に使用できるスマホアプリは以下の3種類です。

- (1) PayPay 請求書払い
- (2) LINE Pay 請求書払い
- (3) PayB

口座振替を利用されていない方は、スマホ決済による納付をご検討ください。

お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

◎水戸センター 管理課

◎水戸センター 施設課

入居中のご相談等の連絡先は

TEL 029(297)8360

FAX 029(233)2424

修繕・退去に関する連絡先は

TEL 029(226)3300

ホームページ  <http://www.ijkc.jp>

※当センターでは、平日の夜間（17：15～翌朝8：30）・土・日・祝日の緊急連絡受付窓口を設置しております。

夜間・休日緊急連絡受付窓口  0120(303)440

主な受付内容は下記の通りです。ただし、お問合せ内容によっては、翌日以降の対応となる場合がございます。

- 建物設備に関する緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）の受付～修繕の実施
- その他緊急を要する事故等（火災・安否確認等）の受付～対応